

◎議 事 日 程（第5号）

平成18年6月22日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第81号 中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約の締結について
- 日程第3 議案第82号 教職員用パソコン機器等購入契約の締結について
- 日程第4 議案第48号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 愛西市老人医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 愛西市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第56号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第57号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第58号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第59号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第60号 愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第61号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第62号 愛西市佐織福祉作業所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第63号 愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第64号 愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第65号 愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第66号 愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第67号 愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第68号 愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第69号 愛西市西鶴戸地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第70号 愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第71号 愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について

- 日程第28 議案第72号 愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第73号 愛西市鷺戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第74号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第75号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第76号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第77号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議案第78号 平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第35 議案第79号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第80号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 発議第1号 愛西市議会議員の定数を定める条例の制定について
- 日程第38 請願第2号 小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願について
- 日程第39 陳情第5号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について
- 日程第40 陳情第6号 最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情について
- 日程第41 陳情第7号 憲法を生かし、住民の暮らしを守る行政推進を求める陳情について
- 日程第42 議案第81号 中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約の締結について
- 日程第43 議案第82号 教職員用パソコン機器等購入契約の締結について
- 日程第44 常任委員会の閉会中の継続調査について

### ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第44までの各事件

追加日程第1 斎場建設調査特別委員会の設置について

### ◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君

19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	助 役	山田 信行 君
教 育 長	青木 萬生 君	会 計 室 長	杉山 政男 君
総 務 部 長	中野 正三 君	企 画 部 長	石原 光 君
教 育 部 長	八木 富夫 君	経 済 建 設 部 長	篠田 義房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若山 富士夫 君	保 健 部 長	藤松 岳文 君
福 祉 部 長	水谷 正 君	消 防 長	古川 一己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加賀 和彦 君	総 合 支 所 長	伊藤 忠俊 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	飯田 十志博 君	総 合 支 所 長	山崎 敏次 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊藤 辰雄	議 事 課 長	服部 秀三
書 記	田尾 武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

それでは、定刻になりました。

全員御出席いただいておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

なお、追加議案が提出されましたため、19日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議長さんから今お話しありましたように、去る19日に、追加議案として議案第81号、議案第82号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がございましたように、議案を追加いたしました。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をしていただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

それでは、総務委員会の結果を報告させていただきます。

総務委員会は6月15日午前10時より開催をさせていただきました。

当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第48号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第54号につきましては、一般的に消防団員の勤続年数とその階級はどんな状況かという質問に対しまして、主に10年以上の勤続で、ほとんどが分団長クラスだということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号から議案第59号までは一括議題といたしました。

指定管理者となる団体が、その施設の管理に係る経費を負担するのかという質問に対しまして、しばらくの間は従来どおり市が負担するという答弁でありました。賛成討論として、地域の活動に寄与するところに関して、地域の団体がこれを活用しながら地域を盛り上げていくという形の指定管理団体を支援していただくことをお願いして賛成としますという御意見があり

ました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第77号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

発議第1号につきましては、行財政改革というのであれば、議員歳費も含め、協議の場を持ったかどうか。また、何もこの時期にやらなくても、まだ4年あるのだから、時期尚早ではないかなど、いろいろな御意見がございました。提出者の意見として、合併協議会の中での民間有識者の御意見を最大限尊重し、また近隣の市町の状況を勘案して、今議会に提出いたしましたと答弁をいたしました。反対討論として、議員定数は他の自治体と比較して決定するのではなく、さまざまな背景にかんがみ、決定すべきです。議会をガラス張りにする努力を行い、市民の声を聞くことが最良のプロセスかと思います。議会改革のため特別委員会を設け、他の案件を含めた議論を始めるべきです。よって、現段階でのこの発議には反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、市民から議員数が多いのではという声をよく耳にいたします。市民は何をもって多いと言うのか。それは近隣の同規模の自治体と比較して判断いたします。世間では、リストラで厳しい生活をしている方もたくさんおります。議会もみずから痛みを感じ、この財政難の中、定数削減が市民に見える経費削減の努力と映る取り組みだと考えます。少数精鋭で市民の負託にこたえればよいのではと考えまして、この発議に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

請願第2号につきましては、反対討論として、小泉首相の靖国参拝が一部の国に影響を与えるとすれば「慎重を期すべきだ」というのであれば、ある意味で十分理解できますが、本請願の趣旨に述べられている「首相の靖国参拝は、日本は戦争責任に対する反省も、はたまた不戦の誓いも弊履のごとく捨てて、人倫と国際信義に反し、日本国民及び全世界の人々の平和の願いを致命的に傷つける云々」、これはまさに参拝者の本心も理解せず、一方的な思い込みと解釈によるものと言わざるを得ない。本来、この件は日本国内だけの問題であり、他国が何かと批判すること自体、内政干渉と言わざるを得ないのであります。大事なことは、お互いに平和裏に相互理解を深めることが一番大切であると考え、この請願に反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、死んだ人を仏として祭る日本人としての宗教心は理解できるが、その陰には大きな問題が隠されている。靖国神社は他の神社と違い、軍国主義へ導くためにつくられたという歴史的経緯がある。このような背景から、海外から非難を浴びるのは当然であり、小泉首相は参拝すべきでないと考え、この請願に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号につきましては、それぞれ賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

また、付託案件審査終了後、会議規則第102条により、閉会中の継続調査申出書を議長あてに提出いたしましたので、申し添えます。以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、お受けをいたします。

[発言する者なし]

なければ、次に移ります。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

**○文教福祉委員長（大宮吉満君）**

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は6月16日午前10時から開催いたし、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第49号から議案第53号までは一括議題といたしました。条例の文言に統一性がないが、どのように考えているのかというお尋ねに対しまして、内容に変わるものではなく、この条文で十分読み取れると判断し、提出いたしましたという答弁でございました。採決の結果、議案第49号から議案第53号まで、すべて全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第60号から議案第62号までも一括議題といたしました。今後、指定管理者を予定している福祉関係の施設についての質問に対しては、今後の状況を見て判断するとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第77号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、国民年金に係る1号被保険者数と保険料の収納率はというお尋ねに対しまして、17年度は1万658人で69.9%、平成16年度は1万876人で74.5%、15年度は1万1,127人で75.1%、14年度は1万1,234人で75.2%ということでした。また、保険料免除の制度改正の内容の御質問には、4分の1の免除について拡大されたとのことでした。採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第78号につきましては、一般会計からの繰入金の見通しについてお尋ねがあり、医療費のことなので、この時期に判断するのは難しいとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第79号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

また、付託案件審査終了後、会議規則第102条により、閉会中の継続調査申出書を議長あてに提出いたしましたので、申し添えておきます。以上、報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、お受けをいたします。

[発言する者なし]

なければ、最後になりましたが、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

**○経済建設委員長（加賀 博君）**

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、6月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付いただいておりますように、議案第63号から議案第76号までは一括議題といたしました。選定委員の中に管理組合長が入っているが、選定委員会の役割はどのようになっているかという質問に対して、利害関係者が含

んでいたが、今後は誤解を招かないように進めるとのことでした。また、管理組合の事業報告については、今後、議会にはどのように報告されるのかという質問に対しましては、決算の中の一部として審議の対象になるという答弁でありました。それぞれの管理団体には技術的な専門の人が常駐しているのかというお尋ねに対しては、技術者は常駐していないが、管理団体と、技術者がいるメンテナンス会社と委託契約を交わして対応しているとのことでありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第77号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第80号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

また、付託案件審査終了後、会議規則第102条により、閉会中の継続調査申出書を議長あてに提出いたしましたので、申し添え、以上で報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、お受けをいたします。

[発言する者なし]

なければ、以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第2・議案第81号（提案説明・質疑）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第81号：中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（八木富夫君）

議案第81号をお願いいたします。中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約の締結についてでございます。

下記のとおり中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長提案でございます。

記といたしまして、契約の目的、中学コンピュータ教室パソコン機器等購入契約でございます。

2といたしまして、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3といたしまして、契約金額でございます。8,599万5,000円でございます。

4といたしまして、契約の相手方、愛知県愛西市根高町古堤己新田107番地、有限会社丸石商会 代表取締役 石黒 清でございます。

5といたしまして、納入期限でございます。平成18年8月31日でございます。

なお、提案理由といたしましては、中学校のコンピュータ教室パソコン機器等購入のため、必要があるからでございます。

なお、お手元の方に議案第81号の資料といたしまして、指名競争入札執行調書の写し及び仮契約書の写し、そしてまた愛西市のネットワーク接続の概略図を添付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の物品内容につきましては、指名競争入札の執行調書のところに物品内容として明記をさせていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、議案第81号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、質問を行います。

第81号、そして82号にもかかわることではありますが、幾つかよろしくお願ひします。

まず第1点目についてですが、今回の入札の予定価格が1億3,194万7,200円となっておりますが、これに対して、これまで公共工事などで行われているような歩切りというのはどのぐらい行われてきたのかということをお尋ねします。

また、納入場所として、5中学校があるわけではありますが、立田中学校等についてはどうなっているのか、その現状も含めて説明をお願いいたします。

**○教育部長（八木富夫君）**

設計額に対しましての予定価格でございますが、90%でございます。

次に、立田地区において、現在教室にパソコンが入っております関係かと思いますが、まず立田中学校におきましては、平成16年9月の折に通常の5年のリースが切れておるようでございます。その後、新しくリースを組まれたようございまして、5年間でございますので、平成21年までリース期間がございますので、今回の取りかえの中から省かせていただいております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

まず、リースの問題ですけれども、今回、立田についてはリース期間がまだ残っているということですが、今回の入札について、これは購入ですよ。リースになっていきますか。もし購入ということならば、なぜこれまでリースだったものを購入したのかということも含めて説明をお願いします。

**○教育部長（八木富夫君）**

今までは、各町村、リースでパソコン等お願いをしております。そうした中で、今回、合併に伴います愛知県の市町村合併特例交付金という財源をもとに、本年度、中学校の機器の買いかえ等をお願いしたわけでございます。この交付金につきましてはリースではいけないということで、買い取りということでございます。

**○10番（真野和久君）**

特例交付金を使うということで、リースはだめだから購入するということだという説明が今



ありましたが、本来、どのお金を使うかとかということの性格よりも、むしろリースの方がいいのか、購入する方が特なのかということで判断すべきものだと思うんですけども、その点についてはどういう判断があるんですか。

#### ○教育部長（八木富夫君）

今後のことでございますので、リースがいいのか、買い取りがいいのかということでございますが、現在、私どもが承知をいたします中では、やはりパソコン機器等も日進月歩といえますか、かなり速い時間で新しいものが出てまいります。そうした中で、今後も買い取りの方が値段的には安くつくのかなあというのは私の個人的な考えかも知れませんが、どちらにいたしましても今後もこうした買いかえ等が出てくるはずでございますが、今現在、私どもの愛西市といたしましては、各小学校、中学校それぞれにおきましてコンピューター研究会という組織をお願いいたしておりますので、今後ともそちらの方で御意見等を伺って決めていきたいというふうにも考えております。

#### ○10番（真野和久君）

それと、今回、90%の歩どまり、予定価格が90%ということで、予定価格に対して契約金額が65%という形になっています。もちろんできるだけ安く入札をして購入することはいいことなんですけれども、一つお尋ねをしたいのは、82号にもちょっと関連するののでついでに聞きたいんですけれども、82号の方だと第1回の入札で当然落札がしておりますが、一番高いところと一番安いところと大体半分ぐらいという非常に大きな価格差があるんですね。そうした点を含めて、なぜそういう価格差になるのかということをお答えをちょっと説明をお願いしたいんですが。

#### ○教育部長（八木富夫君）

今回の入札結果を結果として見ますと、確かにおっしゃっていただきますように、パーセントでいきますと予定価格に対して50%ぐらいのパーセントで落札をしておるわけでございますが、私たちがこれを見て思いますには、第1点には、あくまでも業者さんの方の企業努力だったかなあと言わざるを得ないかなというふうに思っております。

それと、今回、この機器の導入につきましては、備品の調達というような基本的な考え方に立ちまして、いわゆるハードウェアを主に今回は入札を行わせていただいておりますので、他にソフトウェアが占める部分がございますが、こうした部分を取り除いたため、やはり公平に業者さんで競争がされたのかなあと、こんなふうにもとらえております。

#### ○10番（真野和久君）

ハードウェアということであれば、より価格の問題というのはかなり明確になってくるとは思うんですけども、これだけの価格差があるということで、一つ考えられるのは、今回の入札に関して、コンピューターのメーカーとか機種、あるいはスペックという言い方はあれですけど、性能といったようなものはどこまで指定されて入札をされているのか。やはりコンピューターというのはかなり製造業者によっても大分大きな差があります。いわゆる日本の大手企業と、例えばデルとか、そういったアメリカの企業と大分差があったりとか、あるいはハードウェアの内部の性能によってもいろんな大きな差があります。ハードディスクの容量とか、情

報処理能力とか、そういうのがありますが、そうしたものを含めて、当然より高くなることもあれば、より安くすることもできるわけですね。コンピューターは、単にコンピューター何台とか、プリンター何台とかということでははかれない部分というのが非常にあると思うんですけども、そういうところはどのような形で業者に対して指定をしているんでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

機器の選定につきましても、先ほど少し触れさせていただきました庁内のコンピューター研究会の中で、どんな機種がいいのかというのは選定をいただきました。それで、今回、富士通のある型番を仕様書に明示をさせていただきまして、他のメーカーのものも、我々教育委員会の方で、NECでも東芝でも他のものでも結構でございますが、同等品以上というような明記をさせていただいておりますので、現在、81号の審議でございますが、82号の教職員のノートパソコンにつきましてはNECの機種でお認めをさせていただきましたところで落札をいただいております。そうしたことで、当然この機種の選定につきましては、全国的な平均的な機能を持ったもの、いわゆる学校で使うのに、先ほど申しあげました研究会の方で、当然省エネですとか省スペース、そうしたものを先生方で要望を出していただきまして、ある型番を決めていただきまして、その同等品以上というような形でお示しをさせていただいております。

**○24番（加藤敏彦君）**

リースならば更新の時期が明確ですが、買い取りですので、次期の更新の予定ですね。何年で償却していくかということと、それから現在のパソコンの下取りについてはどのような形になっていくのか。リサイクルパソコンなんかも出ているわけですが、現在使用しているパソコンの扱いについて、この2点について伺います。

**○教育部長（八木富夫君）**

今回の買い取り備品について、何年ぐらい使って更新かというお尋ねかと思いますが、リースと同じように、最低でも5年は使えるものと思っております。それ以後につきましては、その機器等の傷みぐあいですとか、先ほども申しあげましたように、新しいものが出てきて、買い換えをという希望が出てくれば、またその時点で考えたいと思います。

そして、今現在使っておりますリースの借り物件につきましてはの廃棄でございますが、これは契約上借りておる方で廃棄をしなければいけないという契約内容になっておりますので、私どもの方で廃棄をさせていただきます。

**○24番（加藤敏彦君）**

廃棄について、再度お尋ねいたしますけれども、具体的にどんな形で廃棄されるのか。下取りで、またそれが財産になるような形もあるかないかについてお尋ねします。

**○教育部長（八木富夫君）**

申しわけございません。最終廃棄処分について、詳しくはただいまの時点でお答えができませんので申しわけございませんが、先ほど申しあげました内容のリース契約の中では、廃棄をこちら側がするという条項が頭にあるのみでございますので、お許しをいただきたいと思います。

### ○5番（吉川三津子君）

今回、この入札するに当たって、ハードのメンテナンス、故障の場合の対処について条件が付されていたのかどうかお伺いしたいのと、それから予定価格設定についてですが、本当に今、パソコン類、価格がピンからキリまで、同じものでも大変幅広いと思っておりますけれども、こういったものがどのように、定価で設定されたのか、市場調査なり、そういうものでされたのか、随契の場合、どういうふうに入っているのかということに大変かかわると思うんです。私の調べているところによると、随時買われるものについては、定価相当で買ってしまっている市町村も大変多いわけなんですけれども、その辺、どのように予定価格の設定をされているのか。また、随契で買われた場合があるならば、その場合、こういった価格で買われているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

### ○教育部長（八木富夫君）

まず、最初のお尋ねのメンテナンスの関係でございますが、メンテナンスの関係につきましては、今回購入を予定いたしておりますハード機器につきましては、メーカーの1年保証というのみでございます。

そして、お手元の方に、先ほど申し上げましたネットワークの接続の構成図があらうかと思いますが、こちらの方にちょっと示させていただいております。真ん中から右のところがございます学習支援サーバーといったものとか、授業支援サーバー、いわゆる一般の先生、生徒さんが使われますパソコン以外のもので、高額なものにつきましては5年間の保守を入れております。

次に、予定価格のお話かと思いますが、現在、私どもがパソコンそれぞれの値段をどういうふうに把握しておるかというようなことかなというふうにお聞きをいたしました。現在、こうしたものの定価というものはございません。私どもが承知しておりますのは、それぞれメーカーの希望小売り価格といったような表示かと思っておりますので、それぞれのメーカーさんがお示しになられます希望小売り価格で1台当たりの値段を見ております。

### ○5番（吉川三津子君）

希望小売り価格という大変高いですので、この入札価格と予定価格の差が出た原因は、あつこれだなということがよくわかりました。

あと、随契についてどうされているのか、大変その辺、市の中でどうなっているのか、ぜひまた、市長、お調べいただいて、こういった価格で買われているのか、そういったこともきちっとしていただきたいと思っております。

あともう1点、ネットワークの構築についてなんですけれども、学校の方はある程度知識のある先生が、今ですといらっしゃると思っておりますので、多少のトラブル等については対応ができると思っておりますけれども、市の電算室、それから学校とネットワークが組まれるわけなんです、トラブルに関しての対応はどこがされるのでしょうか。

それからあと、構築についてはどこが責任を持ってやられるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

### ○教育部長（八木富夫君）

まず、ネットワークの構築の関係につきましては、今回、今の構成図の方で少し御説明をさせていただきますが、左側の一番下のところにあります校務支援サーバ、並びに、先ほど言いましたパソコン教室の学習支援サーバ、並びに授業支援サーバ、この3点につきましては、私ども教育委員会が今回発注をいたします部分で構築を予定いたしております。全体的なネットワークの構築等につきましては、まだ情報管理課の方で、愛西市電算室というところの、今私が申し上げました校務支援サーバの上のところにウイルス対策サーバ、並びに資産管理サーバ、ファイルサーバ等々の機器がございますので、これは現在愛西市がネットワークを構築されておる中で、もう既にこうしたものがございます。これに足らない部分を私どもが今回費用をまた情報管理課の方へお出しをして構築をしていただくというふうに承知しております。

### ○21番（永井千年君）

議案第81号の入札についてであります。1点、先ほども質疑がありました予定価格に対して契約金額が66.17%ということで、通常の土木工事その他に比べると大変低い落札率になっておりますが、過去、パソコンの購入についての契約で、類似の契約は落札率ほどのような数字になっているのか。これは旧町村の方にも入る話だと思っておりますが、お手元の資料でわかる範囲でちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、81号については15社が入札に参加しておりますが、この中で、愛西市に本店を持つ会社、本店のない会社、いろいろあると思っておりますが、愛西市内に本店を持つ、本店はないけど支店を持つ会社、本店も支店も愛西市にない会社、それぞれ具体的に説明をいただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

### ○教育部長（八木富夫君）

まず、落札率等の状況でございますが、近年は買い取りをした状況がございませんので、現在のところ申し上げられません。

それと、今回の入札に関して、15社選定をさせていただきました中でのお話かと思っておりますが、順番に住所等を読み上げていきますので、よろしいでしょうか。まず一番最初にあります有限会社アイメッセ、津島でございます。次に株式会社富田謄写堂、名古屋の西区でございます。中央電子光学株式会社名古屋支店、名古屋西区でございます。有限会社丸石商会、愛西市根高町でございます。大興電子通信株式会社名古屋支店、同じく名古屋の中区でございます。都築電気株式会社名古屋支店、名古屋の中区でございます。松枝商会、飛島村でございます。有限会社香取屋、津島市でございます。安達商店、蟹江町でございます。トーテックアメニティ株式会社、名古屋の中区でございます。株式会社清芳屋愛西営業所、愛西市内佐屋町でございます。株式会社ヨコイ、津島市でございます。株式会社ナガラ正文堂愛西支店、愛西市大野町でございます。次に有限会社水野商会、弥富市でございます。ミツイワ株式会社、名古屋市中区でございます。以上でございます。

### ○21番（永井千年君）

そうすると、指名の基準といいますか、82号とも関連いたしますが、81号は15社で、82号は

9社ということなのですが、今回の指名に当たって、契約金額が1億を下回るものと1億を上回るものがありますが、指名基準はどのようなものなのか、説明をいただきたいと思います。

**○教育部長（八木富夫君）**

愛西市の入札取り扱い規定の中で定められておりますので、1億5,000万以上を超しますものにつきましては15社、他につきましては7社、10社と、それぞれ、先ほど申しあげました取り扱い規定に従って業者数を決めさせていただいております。

**○21番（永井千年君）**

今の話と実際の指名の数が違うんですが、1億5,000万以上は15社と書いてありますが、これは1億5,000万以下の予定価格で15社になっておりますし、それから関連する82号については9社ということで、そのあたり、ちょっとわかりやすく説明してください。

**○教育部長（八木富夫君）**

15社の方につきましては、最高15社以上ということでございますので、1社ふやして、最高の業者数で今回入札をお願いしたということでございます。

もう1件の方の件数につきましては、予定金額が5,000万以下でございますので、先ほど申しあげました規定の数に従ったということでございまして、大変申しわけございませんが、ちょっと規則を手元に持ち合わせておりませんので、業者数はそれに従って、そのとおりのことということでございます。

**○21番（永井千年君）**

だから、数が合わないから聞いているわけです。私はこういう物品の購入については、できるだけ指名の基準を緩やかにして、地元業者が参入できるようにしていくべきだというふう考えておりますので、その点、こういう基準を決めながら、それはあくまで原則であって、半分から倍の基準で柔軟に考えて、地元業者も入れておるのかどうかも含めて、いま一度説明していただきたいと思います。

**○教育部長（八木富夫君）**

すみません。先ほどのお話を整理させていただきたいと思います。入札の指名業者の数につきましては、まず1億5,000万以上につきましては、取り扱い規定で15社以上となっております。次に、7,000万を超えて1億5,000万未満につきましては10社以上という取り決め、そして2,000万を超えて7,000万未満が7社以上という決めになっておりますので、この範囲に照らし合わせたということでございます。

そして、今回の入札参加業者の選定かと思いますが、入札参加業者の選定につきましては、従来、旧町村だった折から、それぞれ各町村の方で指名をさせていただいておりました業者の方々を今回も選定させていただいたという状況でございます。

**○21番（永井千年君）**

なかなか私が聞いていることに答えていただけないんですけども、いわゆる2,000万から7,000万は7社以上ということで、今回9社になっているわけですが、先ほども10社以上で15社ということになっておるので、これは運用の方針ですね。10社と決めたから10社でやると。

当面は、これ10社以上となっておりますので、こういうものについては15社でやるとか、7社以上になっておるけど、9社でやるとか、そのあたりがその都度その都度変化をしていくのか、当面こうした物品の購入契約については今回のような数字になるのか、その辺をわかりやすく聞きたいなあと、先ほどから一生懸命聞いているんですけど。

**○助役（山田信行君）**

御指摘のありました業者の選定の関係でございますけれども、今回のこの二つの備品購入につきましても事前に5月23日に指名審査会を開いております。そういった中で、先ほど部長が申しあげましたように一定の金額基準以上の業者数を選定するというので、今回も特に業者数は最低基準を上回っておりますので、何ら問題はございません。また、選ぶ業者の関係でございますけれども、先ほど御指摘がありましたように、優先的には市内業者で、信用と実績、また能力のある業者をいずれも選んでおりますので、そういうことで御承知をいただきたいと思っております。

**○教育部長（八木富夫君）**

先ほど、加藤議員の御質問でございましたリース物件の廃棄の関係でございますが、このことについてお答えをさせていただきます。

廃棄する物件につきましては、リース会社の方へ返却をするということでお願いをいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、質疑を終結いたします。

議案第81号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第81号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第82号（提案説明・質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第3・議案第82号：教職員用パソコン機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○教育部長（八木富夫君）**

それでは、議案第82号：教職員用パソコン機器等購入契約の締結についてをお願いいたします。

下記のとおり、教職員用パソコン機器等購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1

項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長提案でございます。

記といたしまして、1番、契約の目的でございますが、教職員用パソコン機器等の購入契約でございます。

2といたしまして、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3といたしまして、契約の金額でございます。2,371万9,500円でございます。

契約の相手方、愛知県愛西市大野町山1821番地71、株式会社ナガヲ正文堂愛西支店、支店長長尾幸彦でございます。

5といたしまして、納入期限でございますが、平成18年8月31日でございます。

提案理由といたしましては、教職員用パソコン機器等の購入のため必要があるからでございます。

そして、お手元の方に議案第82号の資料といたしまして、指名競争入札執行調書の写し、並びに仮契約書の写しを添付させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第82号についての質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

先ほども議案第81号の質疑の中で、市内に本店を構えるところ、支店を構えるところ、市外ということで報告を求めましたけれども、今回の落札業者は愛西支店というふうな名称になっておりまして、実際に指名するに当たって、建設業者もそうですけれども、登記上は支店登記はしているけれども、そこにあまり実態がない業者も私はあるというふうに理解をしていますが、市内業者といっても、本店をきちっと構えているところと、営業所として登記上されているだけで、実質的には市外である本店で業務を行っているというところもあるかと思いますが、その点、そうした業者について、指名に当たって、営業の実態について確認をしているのかどうか、答弁を求めます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

今回落札をされました株式会社ナガヲ正文堂愛西支店の関係でございますが、営業と言われますと、我々の教育委員会の事務局が八開庁舎にございますので、こうしたところへは顔出しはされております。なお、それと法人登記の関係等々につきましては、私どもも法人登記を確認したわけではございませんが、税の関係で法人税が支払われておるということは関係部局の方から確認をいたしております。

#### ○21番（永井千年君）

法人登記を確認しないって、指名願を出すときに、当然法人登記がある支店なのか、法人登記がなくて名乗っている支店なのかというのは当然わかるわけで、そのあたりは確認していないという意味がちょっとよくわからないんですが。

#### ○助役（山田信行君）

私ども、先ほども申しあげましたように、こういった工事入札、備品購入入札、いずれにいたしましても事前に指名審査会という場を持っておりまして、こういった場では指名願審査書の中には、納税証明書だとか法人登記証明書、そういった添付書類が義務づけられておりまして、そういった添付書類は間違いがないという前提で受け付けた業者を指名しておりますので、特に問題はないと、そのように信じております。

○21番（永井千年君）

問題があるかないかじゃなくて、今、確認していないという答弁をされたから、どういうことなのかなとって、今、教育部長に答弁を求めているんで、ちょっと助役さんの答弁とはずれていてますので、再度そのあたり、直接的な担当者が指名業者の実態についてよく知っていただく必要があるだろうというふうに思いますので、先ほどの答弁はちょっと私が理解できないもんですから、再度答弁を教育部長に求めたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

ちょうど時間も経過しております。ここで調査のための休憩をとりますので、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第48号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第4・議案第48号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございましたので、よって、議案第48号は原案のとおり可決決定いたします。



~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第49号から日程第9・議案第53号まで（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第49号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてから日程第9・議案第53号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

発言のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第54号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第54号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

発言のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第55号から日程第15・議案第59号まで（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第55号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第15・議案第59号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

発言のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

今回、55号に賛成の立場で討論いたしますが、今議会には22の指定管理者に関する議案が提出されておりまして、22回同じようなことを発言するわけにはまいりませんので、すべてに共通した課題であるということで発言させていただきます。

上辺は委託とは変わりませんが、委託から指定管理者制度に変わること、金銭等などの事務管理、また情報公開の対象となること、守秘義務の問題、行政処分の権限を持つことになる

など、法的責任はかなり重くなるかと思っておりますので、その点、指定管理者に十分な説明と指導が必要かと思っております。

また、先日のオンブズマンの指定管理者のアンケートに愛西市も答えておりますが、情報公開については、後日、議会で愛西市でも実施していくとの訂正がありました。赤字の場合は、また自己責任であると回答しております。第三者丸投げ禁止については協定で定める。また、首長、議員の会社との請負契約については、アンケートの中では特に定めなしと回答していますが、これも先日の質疑の折、公募の際の条件に入れていくとの答弁があり、改善することかと思っております。

団体の代表をやむを得ず議員が引き受けているケースもあるかと思っておりますが、今後の指定管理者制度のことを考えた場合、改善し、指定団体への協力を求めていかなければならないことは当局も考えていらっしゃるかと思います。

今後、指定管理者制度に対し、民間企業の参入の希望も出てくるのが予想されます。そういった状況も踏まえ、各部署の判断ではなく、市としてきちんとした指針なり方向性を持っていないと、私は大変なことになると思っております。実際に指定管理者に任せたら、子供たちの集まる公園の除草作業が除草剤によって行われるようになったとの事例も届いており、民間企業に任せてよい施設といけない施設もありますので、まちづくりの中でどのようにこの制度を活用していくのか、協定等も慎重に交わさねばなりません。

以上、たくさんの問題点を上げさせていただきましたが、身近な施設を地域で運営することは、行政からサービスが与えられるという市民意識から、我がまちを自分たちでつくり上げるという市民意識の変化につながる絶好のチャンスかと考えております。指定団体もふなれで大変かと思っておりますが、選定の仕方も含め、積極的に改善しながら、軌道に乗る努力をしていただきたいということをお願いして、賛成といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、議案第55号から59号についての賛成討論を行います。

今回の各地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定であります。そもそも指定管理者制度については、現在の国の三位一体改革の流れの中で、官から民へという意識の中で、公的事務事業を営利企業を含む民間に移管するための一つの制度として行われております。住民サービスの向上を図るとしながら、一方では、管理経費の縮減として、行政コストの切り下げを強く求める、そうした性格もあることは見逃してはなりません。そして、こうした管理制度を導入することによって、公の施設に対する自治体本来の責任が後退する、またサービス向上よりも、管理経費の削減や行政コストの削減に重点が置かれる、そういったような懸念も出てきます。そうした点を勘案しながら、指定管理者制度すべてにおいて私たちはもろ手を挙げて賛成をするわけではありません。しかし、地域の住民の皆さんが、地元の公的な施設に対して、みずから運営をしたい。そして、その中で地域の活動を発展させていきたい、そういう市

民の皆さんの意識のもとに行われる、そうしたものについては結構だというふうに考えています。

特に今回の議案に対しては、これまで旧佐織町の中でも各地域防災コミュニティセンターは地域コミュニティー活動の核として位置づけられて運営をされてまいりました。そうした中で、その中心であるコミュニティ推進協議会へ管理委託をし、そしてコミュニティ推進協議会によって、これからもその地域活動の発展と同時に、やっていただくということについては大切なことだと思います。

質疑等を踏まえまして、実態は変わらないという話もございましたが、コミュニティ推進協議会に対して、今回の指定管理が負担にならないように適切に支援をしていくこと。また、今後コミュニティーの負担となっています管理人体制等の問題の解決や、あるいは地域コミュニティーの活動がこれまで以上に充実するものとなるように市が一層の支援を行っていくことが重要だというふうに思いますし、またそれについても要望いたします。

そして、選定の方法に関しては、今回、選定の委員会の中に推進協議会の責任者が入っていましたが、そうしたことはやはり問題だと思いますので、今後改善を求めます。

そして、今後、愛西市として、他のコミュニティセンターについての対応ということがこれから考えられ、検討されるというふうに思いますが、これについても、指定管理者制度ありきということではなくて、それぞれの地元の方々やコミュニティーの運営形態をしっかりと勘案しながら検討をしていただくことを求めまして、賛成をいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第60号から日程第18・議案第62号まで（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第60号：愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定についてから日程第18・議案第62号：愛西市佐織福祉作業所の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題として、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第60号、61号、62号までまとめて賛成討論を行います。

今回の福祉関係の指定管理者の指定については、今まで社会福祉協議会などに管理を委託していたという経緯があり、指定管理者に指定することについては賛成いたしますが、文教福祉委員会での助役の答弁では、今後、8ヵ所、佐屋の四つの児童館、のぞみ作業所、八開作業所、立田の二つの子育て支援センターについて検討していきたいと答弁していましたが、市直営の福祉施設については、今まで地域住民の果たしてきた役割もあり、地域に根差してきた施設でもあります。小泉首相の、民間でできることは民間で、官から民へと力説をしておりますが、今、民営化したことへの弊害が出ている状況の中では、福祉施設の民営化は住民サービスの後退につながりかねません。特に福祉施設の指定管理者の指定をすべきではないと考えます。

また、今後、建設予定の八開児童センター（仮称）についても、市の直営で行い、指定管理者の指定を行うべきではないと考えます。

以上を申し上げて、賛成討論いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第63号から日程第32・議案第76号まで（討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第63号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから日程第32・議案第76号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第33・議案第77号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・議案第77号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第34・議案第78号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第34・議案第78号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。



御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第79号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第35・議案第79号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第80号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第36・議案第80号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第80号を採決いたします。

議案第80号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第37・発議第1号（討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第37・発議第1号：愛西市議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

##### ○5番（吉川三津子君）

反対の立場で討論させていただきます。

本会議の質疑、並びに委員会質疑により、3点、主な答弁をいただきました。

1点目は、合併の法定協議会での議員定数に関する合意は、次回の選挙では30の定数であるということ。それから2番目に、有権者が議員減を要望される理由として、議会不信、議員不信があるということを出発点からお認めいただいております。また、3点目の、24名の議員定数の根拠は、他の自治体の状況を見て適当であると判断しているということの主な3点の御答弁をいただきました。

私は、どうしてこんなに慌てて、まだ選挙をしたばかりの段階で議員減を決定せねばならないのか。市民が言われる前にということで議論が不十分なまま進められてしまっているのではないかといった感想を持っております。本会議でも委員会でも発言させていただきましたが、議事をガラス張りにして、市民の方々に信頼を得られる議会改革を進めていかなければ、議員を何人減らしても有権者の皆さんに納得の得られる定数となることはないとは私は考えております。24人にしたら、今度は20にということになり、限りなく減、減ということになると私は思います。市民の皆さんが問題にしているのは、議会は何をしているんだ。働かない議員に報酬を払うのはもったいない。そういった感想のもと、こういった議員減の意見が出ていると思っております。そのための努力なしで議員を減らしても問題解決にはなりません。次回の選挙ま

で4年あります。今、市長が進めている市民参加の行財政改革とともに、議会の役割を見直すための議会改革特別委員会をまず設置し、議員定数問題を含め、議会をガラス張りにするためのクローバーテレビや、インターネットを使った議会放送、休日議会の開催など、みずから信頼の得られる議会づくりを手がけていかなければならないと私は考えております。議会は議員のものではなく、市民の皆様のものであります。議員がどんな活動をしているか御存じないまま、議員定数を減らすのではなく、まずは議会をガラス張りにして、議会活動のことを知っていただく上で、市民の皆様の声を聞くことが最善の方法かと私は思います。まずは議会改革のための特別委員会を設け、他の案件も含めた議論を始めるべきと考え、現段階でのこの発議には反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、発議第1号に対して反対の討論を行います。

今回の愛西市議会の定数を定める条例の制定についてであります。まず第1に、基本的に議員定数については、やはり議会が住民の代表機関であるということをしかりと踏まえながら、その地域の選出母体であります住民の数を考え、また代表機関として話し合いをする機関として、議会が住民の皆さんを代表しながら、討論をしながら、そして、その中でさまざまな意見をまとめ上げていく。そして、市の意思を決定するにふさわしい規模であることが必要であるというふうに言われています。

現在、市民の皆さんの声も多様化し、複雑化しているのが実態であります。そういう中で、住民の皆さんの意思をできる限り客観的に反映をしていく、また行政機関の働きをしかりと監視し、そして自治体の財政を初め、行政にかかわる重要事項について、しかりと討論をしながら決めていく。そうしたことがますます重要となっております。さらには、今、地方分権が強調され、その強化が言われている中で、そうした点を踏まえても議員定数の削減は、議会の機能を弱め、また地方自治の拡充に逆行するものだと考えます。その点で、議員定数の削減に対しては基本的に反対をいたします。

さらに、今回、この愛西市は合併をしてまだ1年足らず、そして今回の議員選挙で30名の議員を選出いたしました。ただ、まだ旧町村それぞれのさまざまな住民の皆さんの御意見をしかりと吸収していかなければなりません。確かに、今回の選挙の中でも、また地域の皆さんの声の中にも議員を減らせというような声は確かにあります。その一方で、今回の市会議員選挙を通じて、地元の声をしかりと届けてほしい、地元の声を反映させてほしい、そういう声もあります。そういう住民の皆さんのさまざまな意見をしかりと考えて、踏まえていくことが必要であります。

だからこそ、まずしかりと考えなければならぬのは、議員の数を減らすということではなくて、やはりなぜ議員の数を減らせという声が出るのかという点です。その点では、先ほども言われましたように、やはり現在の議会、議員に対する住民の皆さんの不信が一番大きい

ものだと思います。だからこそ、しっかりとまず市民の皆さんの議員に対する不信を払拭することが大事です。住民の皆さんに対して、議会の活動、あるいは議論、討論等がしっかりと見えていくこと。また、住民の皆さんの声を議会がしっかりと反映させていくこと。さらには、委員会や議会の公開、そうしたものを含め、さまざまな透明化のことについてもやっていかなければなりません。そうした議員改革の努力をまずやっていくことが本当に必要ではないかと思えます。

以上の点で、今回の削減に対しては反対をいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に反対討論ありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

**○6番（榎本雅夫君）**

発議第1号・愛西市議会議員の定数を定める条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

市民から議員定数が多いのではないかとの声をよく聞きます。定数については、近隣の同規模人口である市と比較をして、市民感覚で多いということでもあります。

平成17年10月5日付の全国市議会旬報によりますと、667市のうち626市、93.8%が法定上限数を削減しているという状況であります。このように、全国的にも議員定数の削減は時代の潮流であると考えます。愛知県内においても、同規模人口の津島市は次回の定数は23名であり、知立市も23名、田原市は愛西市より約3倍の行政面積であって、現在30名ですが、次回は20名であります。そして、本年4月に合併になりました人口7万8,000の北名古屋市は、在任特例をしないで定数24名で選挙を行いました。本市より人口の多い大府市は22名、10万人以上の東海市は24名、江南市は28名から次回24名とのことでもあります。また、一宮市は本月13日に定数を削減しようとする市民が議会に条例改正を求める直接請求を行うため署名を始めました。私は、このような他市の現状を議員みずから重く受けとめ、良識ある判断が必要ではないかと思えます。

議員は行政執行の監視及びチェック機能と、市民の声を市政に反映させるための政策立案機能等の役割を果たすものであり、これら議会の機能を十分に発揮し得るだけの人数が必要であることは認識しております。しかし、先ほど説明したように、他市の人口と議員数の割合を見ますと、環境、地域性の違いはありますが、本市における議員定数は多いと考えます。今後、少子・高齢化が拡大し、税収の伸びも期待できず、厳しい財政事情を考慮すると、議員定数を減らし、経費節減を図り、市民の負託にこたえる必要があります。市民の中には、リストラや賃金の減少の中、厳しい生活をしている方もおられ、市民感情にも配慮すべきであります。議員みずからの身を削ることが求められていることを理解しておる次第であります。

定数削減され、24名になっても、議員一人ひとりが研さんを積み、資質の向上に努め、議員

活動をより一層充実することにより、市民のための議会機能を果たせると考えます。

以上、申し上げまして、賛成討論といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論の方、ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、お昼の休憩をとります。再開は、御案内のように13時30分からにいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

午前中の日程第3・議案第82号の質疑につきまして、当局の方から発言を求められておりますので、それにて再開をさせていただきます。

**○助役（山田信行君）**

議案第82号につきまして、先ほど適切なお答えができず、時間をとらせましたことをまずもっておわびを申し上げます。どうも申しわけございません。

愛西市内の支店とか営業所の関係につきまして、それぞれ法人登記が必要なのかどうか、そういった関係につきまして、私ども、愛知県の出納事務局へ照会をいたしました。

そうしましたところ、まず最初の一つは、支店とか営業所については法人登記は必須事項ではないと。どちらでもいいといった見解であります。ただし、今回のように、本店なり本社では絶対法人登記が必要だということで、確かに本社は法人登記がなされております。その社長から愛西支店長あてへ委任行為がなされておれば、その委任行為の範囲内で、支店長は権利が行使できるといった解釈でございます。ナガヲ正文堂からもこういった指名審査会の書類の中に委任状がございますけれども、この委任状の中に、例えば委任事項を読み上げますと、一つは入札及び見積もりに関する事項、二つ目には契約の締結、変更及び解除に関する事項、三つ目には代金の請求及びその受領に関する事、以下、7項目までございますが、こういった委任事項に関しては支店長が権利を行使できるということで、今回の入札、今回の契約についても何ら問題はないという見解であります。以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

問題だと言っているわけではありません。要するに私が質問したのは、地元業者優先と先ほども助役から答弁がありましたけど、本当に地元業者といっても、看板だけの地元業者なのか、その支店において実質的な活動が行われているようなところなのかどうかというのが、

僕は絶えず問題にすべきだろうと思うんです。そういう意味で、本当に実質的に地元業者と。看板だけの業者ではなくて、地元業者優先という意味でお願いをしたいというふうに思いますが、先ほど助役が地元業者優先と言ったことは、私が今言ったような意味じゃなくて、支店が置かれておれば、それはすべて地元業者だという解釈のもとに言われたんでしょうか。その点だけ、ちょっと確認させてください。

○助役（山田信行君）

私が市内優先と申し上げましたのは、単純にこの市内に看板だけでも名義を置けば、それは市内業者というふうで優遇するといった意味ではございません。やはり過去からの実績、実態、そういったものを踏まえておきまして、今回のナガヲ正文堂につきましても、かつて旧佐屋町当時からの実績、信頼のある業者という前提を確認しました上での指名でございますので、市内優先とはいうものの、そういった裏づけがあってこそその市内優先というふうに取り扱いをいたしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

議案第82号につきましては、本日が定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第82号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・請願第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第38・請願第2号：小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての賛成討論を行います。

首相の靖国参拝については、昨年9月にも大阪高裁の判決で、首相が公用車で秘書官を伴って、内閣総理大臣 小泉純一郎と記帳したこと、参拝は公約の実行だったことを上げて、外形的には内閣総理大臣としての職務を行うについてなされたことである。靖国神社の宗教を助長、促進する役割を果たしたと認定をしています。いかなる宗教団体にも国から特権を受けてはならない。国及びその機関はいかなる宗教活動もしてはならないとする憲法20条の信教の自由を違反することは明白であります。

靖国神社は、1945年まで日本軍国主義のシンボルとして、戦争遂行に極めて重要な役割を果たしました。日本の侵略戦争に責任を負うべき14人のA級戦犯を合祀し、この戦争を自衛の戦争、アジア解放の正しい戦争だったと主張している神社であり、こうした性格の神社に日本政府の首長である内閣総理大臣が参拝を繰り返すのは、侵略戦争という歴史上の明白な事実にも反し、国際信義にも背き、ひいては日本の国益を大きく損なうことになると思います。

小泉首相は、心の問題だと言い逃れしようとしたり、中国・韓国だけではなく、アメリカからも出ている国際的な批判の声に内政干渉と反発をしておりますが、このような言い逃れ、強弁は通らないと思います。一刻も早く参拝をやめるべきであります。

なお、この請願者であります平和を求める愛知宗教者の会は、真宗大谷派、カトリック、日本福音ルーテル協会、浄土真宗の本願寺派、天理教、真宗高田派など、愛知県内の僧侶や牧師さんなどの宗教関係者78名の皆さんでつくられている宗教者として平和を求めるの一点で集まられている会であることを申し述べておきたいと思います。

議員の皆さんも、小泉首相に靖国参拝の中止を求めるの一点に賛成の方はぜひ御賛同いただけるよう訴えて、私の賛成討論といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論をされる方ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

12番・八木 一議員、どうぞ。

#### ○12番（八木 一君）

小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願に反対の立場で意見を述べます。

我が国日本は、アジアの中の日本として、アジアの平和、ひいては世界の平和のために中心的な役割を果たし、リーダーシップをとっていかなければなりません。それを実現していくためには、日本はアジア諸国、そして世界各国とより緊密に連携していくことが大切であります。経済的にいっても我が国日本は貿易立国なので、各国と連携を一層密にしていくことが一番大切なことになってまいります。

そうした状況下において、小泉首相の靖国参拝が一部の国に影響を与えるとするならば、また慎重を期すべきだというならば、ある意味で十分理解ができますが、本請願の趣旨に述べられている「首相の靖国参拝は、日本は戦争責任に対する反省も、はたまた不戦の誓いも弊履のごとく捨てて、人倫と国際信義に反し、日本国民及び全世界の人々の平和の願いを致命的に傷つける」と。これはまさに参拝者の本心も理解せず、一方的な思い込みと解釈によるものと言わざるを得ない。

本来、この件は日本国内だけの問題であり、他国が何かと批判すること自体、内政干渉と言わざるを得ないのであります。ましてや一国の首相が他国の中傷に屈伏することは屈辱的な思いを抱きます。大事なことは、お互いに平和裏に相互理解を深めることが一番大切であると考

えます。

以上申し上げ、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・陳情第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第39・陳情第5号：住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情に対する賛成討論を行います。

この陳情の中で触れています行政改革推進法案や市場化テスト法案は、既に閉じられました通常国会で成立をいたしました。

行政改革推進法案では、国家公務員を5年間で5%以上純減する。国基準も見直し、地方公務員を5年間で4.6%以上純減する。国民生活金融公庫など、現在の8政府系金融機関を統廃合し、民営化で1機関にするなど決めています。

市場化テスト法では、すべての公共サービスを対象に官民競争入札制度を導入するとしています。国民の安全や暮らしを支える公共部門、教育や福祉、消防など、住民の暮らしと安全を守る公務員の数を期限を区切って削減、縮小することは国の責任を放棄することであり、市場化テストは一部大企業のビジネスチャンス拡大を目的とするものであり、行政サービスの公平性や専門性を大きく後退させるものであります。

また、国民生活金融公庫など政策金融の統廃合は中小企業への金融支援機能を後退させ、政官業の癒着を断ち切る対策、天下り規制、談合、企業献金禁止がないなどの問題がある法律であります。

本陳情は自治体労働者の組合などからの陳情ではありますが、公務労働者の削減は住民サービスの低下につながっていく問題であり、私たち自身の問題です。公共サービスの民間開放や画一的な公務員の削減は行わず、公共サービスの充実を図ることが必要だとの陳情の指摘は、全



くそのとおりであります。

よって、平成19年度地方財政計画に当たって、地方自治拡充の立場で地方公共団体に財源を保障するよう、地方交付税、国庫負担金・補助金の充実確保をすること、市場化テスト法案、行政改革推進法案については慎重審議を尽くし、住民の暮らし・安全を確保できるものとして、国と地方自治体に責任を果たせるものとするという二つの請願事項に賛成であります。この二つの法案について、既に成立をいたしましたけれども、政令、その他がつくられるのはこれからであります。住民の暮らし・安全を確保できるように地方自治体が責任を果たせという内容については、全面的に賛成できる内容であります。よって、この請願事項に賛成といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第5号を採決いたします。

陳情第5号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第5号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第40・陳情第6号（討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第40・陳情第6号：最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情についての賛成討論を行います。

景気回復が叫ばれていますが、まだまだ市民の暮らしにも大変厳しい生活実態があります。市民の労働者世帯も収入の減少、配置転換やリストラなど不安定雇用はふえ、臨時、パート、契約社員など非正規労働者もふえるばかりです。安定雇用の確保と賃金の底上げ、均等、待遇の実現が求められております。特に非正規労働者は職場ではなくてはならない労働力となっているのに、低賃金のままで、暮らしは悲惨なものとなっております。最低賃金のさらなる大幅な引き上げが必要でございます。ぜひ前項の地域別最低賃金を生活保護基準（18歳・単身者）以上に引き上げること、当面時間額 1,000円以上、日額 7,400円以上、月額15万円以上とし、

その実現を図るよう国に働きかけることについて、陳情項目には賛成をいたします。

最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情についての賛成討論といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第6号を採決いたします。

陳情第6号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第6号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第41・陳情第7号（討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第41・陳情第7号：憲法を生かし、住民の暮らしを守る行政推進求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○24番（加藤敏彦君）**

陳情第7号・憲法を生かし、住民の暮らしを守る行政推進求める陳情について、賛成の討論を行います。

日本の憲法は、第2次世界大戦での悲惨を二度と繰り返さず、戦争のない世界をつくるため、みずから戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権の否認をしてきました。このおかげで、戦後60年間、日本は戦争をせずに過ごすことができました。

昨年誕生いたしました愛西市においても、9月の議会において非核平和都市宣言を行い、平和なまちづくりをスタートいたしました。

今、憲法をめぐる動きは、自民党の新憲法草案が発表され、具体的になってまいりました。日本とアメリカの軍事同盟、日米同盟は、アメリカ軍と自衛隊の共同作戦の体制や在日米軍基地の強化など、年々強化されております。日本の自衛隊が米軍の補完勢力としての役割を今強く求めております。

今、憲法9条2項が改変され、自衛軍の保持が書き込まれれば、海外派兵や集団的自衛権の行使や国連軍への参加など、海外での武力の行使に道が開かれます。アメリカの先制攻撃の戦争に参戦するため自衛隊を戦争のできる軍隊にし、日本を戦争する国につくりかえることにな

ります。

一昨年発足した九条の会は、作家の大江健三郎氏、井上ひさし氏、小田実氏、澤地久枝氏、哲学者の梅原猛氏、鶴見俊輔氏、評論家の加藤周一氏、憲法学者の奥平康弘氏、三木武夫元首相夫人の三木睦子氏の9名が、日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法、憲法9条を守るという一点で手をつなぎ、改憲の企てを阻むための努力を呼びかけました。この2年間で地域や分野別の会が全国で5,174に達しております。この地域では、佐屋九条の会、津島九条の会、甚目寺九条の会などが結成され、7月2日には愛知九条の会の代表世話人である俳優の天野鎮雄さんらを招いて海部津島平和の集いも計画されております。こういう平和の問題とともに、国民の権利及び義務、地方自治の問題も含めて、ぜひこの愛西市議会が陳情第7号を採択し、陳情事項であります世界に誇るべき平和憲法を堅持し、戦争反対を表明することを求めて、賛成討論といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第7号を採決いたします。

陳情第7号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第7号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第42・議案第81号（討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第42・議案第81号：中学校コンピュータ教室パソコン機器等購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第81号を採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第81号は可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・議案第82号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第43・議案第82号：教職員用パソコン機器等購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第82号を採決いたします。

議案第82号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第44・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から所管事務について、会議規則第 102条の規定により閉会中に継続調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩とし、10分から全員協議会を開きたいと思っておりますので、委員会室の方へお集まりいただきたいと思っております。

午後 1 時55分 休憩

午後 3 時 05 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開催をされました。

その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、斎場建設調査特別委員会の設置についてを協議いたしました。その結果、追加日程として取り扱うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第 1・斎場建設調査特別委員会の設置について

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第 1・斎場建設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。9名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、斎場建設調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、私の方から御報告を申し上げます。

太田芳郎議員、真野和久議員、榎本雅夫議員、大宮吉満議員、近藤健一議員、鬼頭勝治議員、加賀 博議員、堀田 清議員、中村文子議員、以上 9 名でございます。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま事務局長が報告したとおり、議長において斎場建設調査特別委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定をいたしました。

それではここで、斎場建設調査特別委員会を開催し、正・副委員長を互選するために暫時休憩といたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定による斎場建設調査特別委員会の正・副委員長互選結果を議会議務局長に報告をさせます。

○議会議務局長（伊藤辰雄君）

それでは、御報告いたします。

斎場建設調査特別委員会委員長 太田芳郎議員、副委員長 加賀 博議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

以上が斎場建設調査特別委員会正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

5 日から本日まで 18 日間の長きにわたり、たくさんの提案をさせていただきました。それぞれ御決定をいただきまして、ありがとうございました。

その間いただきました御意見など、今後の事務事業を執行していくに当たりまして、十二分に留意をして進めてまいりたいと思っております。

これから本当に暑い夏に向かうわけでありまして、議員各位におかれましては、どうぞ御自愛をいただき、夏、いろんな行事も計画をしております。御出席、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、残念な報告がけさ届きました。八開地区の赤目コミュニティセンターのところで、トラクターの方と 4 トントラックの交通死亡事故が発生してしまいました。本年度、愛西市で 2 人目の犠牲者ということでもあります。交通安全協会会長の柴田議員もお見えでありますし、これから市としましても、少しでもそうした犠牲者をなくすべく努力もしてまいりたいと思っておりますし、また議員の皆様方からも、そんな御吹聴もしていただけたらと思っております。

本当に長きにわたって、お疲れさまでございました。

閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これにて平成 18 年 6 月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 24 分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

佐藤 勇

会議録署名議員  
第3番議員

三輪 久之

会議録署名議員  
第4番議員

日永 貴章